

<<
 地方消費税率引上げ分における使途の明確化について
 >>

平成 26 年 4 月、国と地方を合わせた消費税の税率が 5%から 8%に改正され、また、令和元年 10 月には当該税率が 10%に改正されました。

これにより、消費税増税分の地方消費税交付金収入については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 116 第 2 項の規定により、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費（社会保障 4 経費※注 1）その他社会保障施策に要する経費に充てる」とされています。

本区では、7 年度決算における地方消費税率引上げ増収分の約 39 億円を、以下の事業に充当して実施しました。

■ 7 年度決算における地方消費税率引上げ分の使途
 (単位：千円)

対象分野	大事業名	中事業名	7 年度決算額 (一般財源)	消費税 社会保障財源分	内容
子育て支援	ひとり親家庭子育て訪問 支援券	ひとり親家庭子育て訪問支 援券	8,073	3,935,196	小学校6年生以下の児童がいるひとり親家庭を対象に、区が指定する事業者のベビーシッターサービスを所得に応じた階層による負担額で利用できる「子育て訪問支援券」を交付する。
	児童の保育委託	児童の保育委託	3,814,676		区内在住の児童の保育を区内私立保育園及び区外公私立保育園に委託する。
	ショートステイ事業	子どもショートステイ事業	39,085		保護者が疾病等の理由により、緊急かつ一時的に児童を自宅で養育することが困難になった場合に、文京総合福祉センターの専用室において養育する。
	認証保育所運営補助	認証保育所運営補助	128,822		区内の認証保育所及び管外の認証保育所に対し運営の補助を行うことで、良好な保育環境を提供する。
社会福祉	社会福祉協議会補助	地域福祉事業補助	2,518		(子どもの貧困対策) 生活困窮世帯の欠食や孤食の子ども等を対象に、食事の提供等を通じた居場所づくりを行う民間団体等を支援するため、子ども食堂を実施する団体等に支援金の助成を行う。 また、生活困窮等により、学習・生活環境等に課題のある小中学生、高校生世代等に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行う。
	精神保健福祉対策	精神障害者福祉手当の支給	6,110		区内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳1級の障害者に、一定の条件の下、区独自の手当を支給することで、生活の安定を支援する。
	地域生活支援拠点整備関係経費	地域生活支援拠点整備関係経費	166,992		障害者の居住支援の充実を図るため、地域生活支援拠点が関係機関と連携して、障害者及びその家族などの相談支援と障害理解を深めるための地域づくりを実施する。
	障害者総合支援事業費	障害福祉サービス費	775,226		障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付その他の支援を総合的に行う。
	自立支援給付				
	社会保険	介護保険制度関係経費	介護人材確保・啓発事業		14,520
高齢者見守り相談窓口事業	27,016		高齢者あんしん相談センターの行う戸別訪問や見守り相談の機能をさらに強化することで生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。		
保健衛生	予防接種	定期予防接種	1,105,469		予防接種法に基づき、子ども・高齢者・成人男性を対象とした定期の予防接種を行う。また、里帰り先等で接種した予防接種費用の公費負担を行う。
		任意予防接種	127,977		任意予防接種（おたふくかぜ、MR1・2期接種もれ、MR2回目接種もれ、高齢者用肺炎球菌）や先天性風しん症候群対策・0歳児麻疹対策として抗体検査及びワクチン接種の費用助成を行う。また、子どものインフルエンザワクチンや高齢者の带状疱疹ワクチン等の予防接種費用の助成を開始し、任意予防接種の費用助成制度を充実する。
	歯科保健	歯周疾患検診	14,903		歯周疾患予防のため、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・76歳・81歳の区民に対して受診券を送付し、歯科検診を行う。
	母子保健医療対策	不妊治療費等助成事業	8,963		保険適用化に伴う経過措置の対象となる特定不妊治療や男性不妊検査の費用、指定医療機関における特定不妊治療の治療費の融資あっせん及び利子及び先進医療及び先進医療会議で審議中の治療等による不妊治療の費用の一部を助成する。
合計			6,251,203		3,935,196

※注 1 社会保障 4 経費は、消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のことです。

※注 2 決算額（一般財源）は、歳出決算額から事務費や事務職員の人件費等を除いたもので、特定財源が充当されていない経費のことです。